

令和元年度佐賀県消費者団体活動等支援事業募集要項（追加募集）

（趣旨）

第1条 佐賀県（以下「県」という。）は、地域全体の消費者問題への対応力向上を図るため、県内で消費者問題に関する広報啓発等の自主的な取組を行う市民社会組織（特定非営利活動法人、市民活動・ボランティア団体、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAなどの組織をいい、以下「CSO」という。）等に対し支援することとする。

（活動計画の公募等）

第2条 消費者団体活動支援事業に際し、県は、CSO等から活動計画を公募する。

2 応募できる団体は、佐賀県内に所在し、県内で活動するCSO等とする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や、政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体、暴力団又はその構成員の統制下にある団体は除く。

3 なお、当該事業者が適格消費者団体を目指す団体である場合、または適格消費者団体であり適格消費者団体としての活動をよりよくするために必要な補助を希望する場合は、別途定める「令和元年度（2019年度）適格消費者団体等活動推進事業費補助金交付要綱」に基づいた募集要項により活動計画を公募することとする。

3 県が公募する活動計画は、消費者問題へ自主的に取り組む事業で、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 消費者トラブルの未然防止のための広報啓発等、地域の消費生活に係る課題の解決や消費生活の安定及び向上に資する取組みであること。

(2) 事業成果が一時的なものとならないように、事業終了後も取組みを継続させること。

4 事業の種類

(1) 消費者団体活動支援事業（以下のいずれか1つ以上を実施するものとする）

(ア) 消費者教育・啓発講座等の実施

地域における消費者被害の実態及び消費者問題への関心を踏まえた、消費者教育、啓発講座、シンポジウム等の実施

(イ) 消費者教育・啓発用資料の作成

消費者教育や消費者問題の広報・啓発に用いる広報誌、パンフレット、リーフレット、ビデオ、DVD等の作成

(ウ) その他、消費者問題についての周知や理解を深めるための事業

5 応募する活動計画は、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

(1) 施設及び設備の設置等を主たる目的としたもの

(2) 調査研究、計画策定等を主たる目的としたもの

(3) 物品販売等の営利を目的としたもの

(4) 事業の内容及び効果が特定の者のみに寄与するもの

- (5) 政治又は宗教を目的とするもの
- (6) 地域の交流行事や親睦会などのイベント
- (7) 他からの委託を受けて行う事業

6 応募するＣＳＯ等は、様式第１号の活動計画書を佐賀県くらしの安全安心課（〒840-0815 佐賀市天神三丁目２－１１ アバンセ３階）に令和元年８月１３日（火）午後５時までに提出するものとする。

（審査会の役割）

第３条 消費者団体活動支援等事業の決定に際し、審査会は活動計画の審査、選定を行う。

２ この募集要項に定めるもののほか、活動計画の審査、選定に関し必要な事項は、別に定める。

（審査及び採択等）

第４条 県は、提出された活動計画の事前審査を行い、書類に不備がある場合は、活動計画提出団体に補正を求めた上で、審査会の審査に付する。

２ 審査は、書類及びプレゼンテーション審査により行う。

３ 県は、前項に定める審査を行うため審査会を開催し、活動計画提出団体は活動内容の説明（プレゼンテーション）を行う。

４ 審査に当たっては、次の項目を評価する。

- (1) 創造性（地域のニーズや課題に新たに又は発展的に取り組む活動であり、地域全体の消費者問題への対応力向上という一定の成果が得られること）
- (2) 継続性（一過性でなく、継続性が見込まれる活動であること）
- (3) 実現性（実施体制、スケジュール等実現可能な活動であること）
- (4) 公益性（特定の対象への限定的な活動ではなく、広く県民の消費生活を対象とする活動であること）
- (5) 費用の妥当性（経費見積りが活動内容に見合ったものであること）

５ 審査に当たって、選定することが適当と認められる活動計画のうち必要があるものについては、活動計画及び費用を調整の上、選定することができるものとする。

６ 審査会は、別途定める審査要領に基づき審査を行い、活動計画を選定する。この場合、予算の範囲内で複数件選定することができるものとする。

７ 県は、活動計画を決定し、応募団体の代表者に決定等の通知を行う。

（補助金の交付）

第５条 県は、決定した活動計画を提出したＣＳＯ等に対し、令和元年度佐賀県消費者団体活動等支援事業補助金交付要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

（交付の対象経費及び補助率等）

第６条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、別表第１に定めるものを除いた経費（以下「補助対象経費」という。）とする。この場合において、事業収益金その他の収入が見込まれるときは、補助対象経費から当該収入を控除した額

とする。

2 補助率及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(事業の実施)

第7条 事業実施者は、活動計画のとおりに事業を実施しなければならない。

2 事業実施者は、やむを得ない理由により事業内容の変更を要する場合もしくは事業の継続が困難な場合は、すみやかに県に報告し、その指示を受けなければならない。

3 県は、必要に応じて、適宜、事業実施者に指導・助言を行う。

4 県は、必要に応じて、適宜、事業実施者に事業の実施状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 事業実施者は、事業完了後1月以内又は令和2年3月31日のいずれか早い日までに、令和元年度佐賀県消費者団体活動等支援事業補助金交付要綱の定めるところにより、実績報告書を県に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第9条 県は、事業が完了した事業実施者について、令和元年度佐賀県消費者団体活動等支援事業補助金交付要綱の定めるところにより、補助金の精算を行う。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

別表第 1 (第 6 条関係)

補助金交付の対象とならない経費	備 考
食糧費	
施設等の整備費及び設備備品の購入費	

上記費目に該当しない場合でも、事業の全部を外部に委託する場合の委託費に該当する経費は補助対象経費とならない。

別表第 2 (第 6 条関係)

補助事業の種類	補助率
消費者団体活動支援事業	定額 (上限 75 万円)

備考 補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。